

山口県報

平成24年
4月20日
(金曜日)

目次

告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第三号に規定する知事が定める施設に関する告示の一部改正(給与厚生課).....

山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(流通企画室).....

解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....

公告

平成二十四年度危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課).....

基本測量の実施の終了(監理課).....

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



山口県告示第百八十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 補償基礎額の表第二号のイ中、「三千九百四十円」を、「三千九百五十円」に改める。

山口県告示第百八十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関成

表中「四、三二七円」を「四、六一三円」に、「二、七五〇円」を「二、九五四円」に、「四、九二〇円」を「五、〇二八円」に、「五、五六五円」を「五、六四八円」に、「一、三、〇二八円」を「一、三、〇九〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二〇八円」に、「一、六、〇二八円」を「一、五、九四四円」に、「六、五三九円」を「六、四七円」に、「一、八、五〇〇円」を「一、八、四九八円」に、「六、七四九円」を「六、九二五円」に、「二、〇六五円」を「二、一、六八五円」に、「六、六八八円」を「六、九〇三円」に、「一、三、七五〇円」を「一、三、五二四円」に、「六、二七四円」を「六、五五一円」に、「二、四、四〇九円」を「二、四、五五一円」に、「五、五四九円」を「五、七五七円」に、「一、三、一八三円」を「一、三、〇五二円」に、「四、六二九円」を「四、六〇二円」に、「二、〇、七五四円」を「一、九、〇九〇円」に、「三、九四〇円」を「三、九五〇円」に、「一、五、二二七円」を「一、五、二四七円」に改める。

山口県告示第百八十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十四年五月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千五百三十円」を、「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を、「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千二百七十円」を、「五万二千五百五十円」に、「二万八千三百六十円」を、「二万八千三百円」に改める。

山口県告示第百八十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第三号に規定する知事が定める施設に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

三を削る。

山口県告示第百九十号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
農開第一二号	周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	周南農業協同組合光井青果市場	光市光井四丁目二七番一三三	平成二四、三、三一

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目	廃止年月日
農卸第一二号	周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	周南農業協同組合光井青果市場	光市光井四丁目二七番一三三	青果部	平成二四、三、三一

山口県告示第百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊浦町大字小串字外無田八〇の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百九十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

三 作業の期間

平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで

(二二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年四月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 工区に含まれる地域の名称

岩国市南岩国町二丁目、尾津町二丁目及び門前町二丁目（B工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区東が丘二丁目五番二二号
独立行政法人国立病院機構

一 開発区域に含まれる地域の名称

岩国市南岩国町二丁目、尾津町二丁目及び門前町二丁目

二 公共施設の種類、位置及び区域

(一) 種類

消防用水利施設

(二) 位置

岩国市南岩国町二丁目

(三) 区域

岩国市南岩国町二丁目五九二の一〇の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区東が丘二丁目五番二二号
独立行政法人国立病院機構

平成二十四年四月二十日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市